豊郷甲良都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

《目 次》

1.	都市	計画の目標	1
	1 — 1	基本的事項	1
	1 – 2	都市づくりの基本理念	4
2.	区域	区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針	8
	2 – 1	区域区分の決定の有無	8
	2 – 2	目標年次の人口	8
3.	主要	な都市計画の方針	g
	3 — 1	土地利用に関する方針	9
	3 – 2	都市施設の整備に関する方針	
	3 – 3	市街地整備に関する方針	15
	3 – 4	自然的環境の整備または保全に関する方針	16
	3 – 5	都市景観形成と保全に関する方針	20
	3 – 6	防災に関する方針	21
	3 — 7	都市環境に関する方針	22
	3 – 8	福祉のまちづくりに関する方針	22

令和2年3月

滋賀県

豊郷甲良都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(滋賀県決定) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1. 都市計画の目標

1-1 基本的事項

(1) 目標年次

本方針の策定にあたり、平成27年(2015年)を基準年として、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、今後おおむね15年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。なお、区域区分の有無については基準年より15年後の令和12年(2030年)の将来予測を行った上で定め、また、具体の事業についてはおおむね15年以内に整備するものを目標とする。

(2) 都市計画区域の範囲および規模

本都市計画区域(以下「本区域」という。)の範囲および規模は、次のとおりである。

区分	市町名	範	囲	面積
豊郷甲良 都市計画区域	豊郷町	行政区域の全域		約 782ha
	甲良町	行政区域の全域		約 1,362ha
		合 計		約 2, 144ha

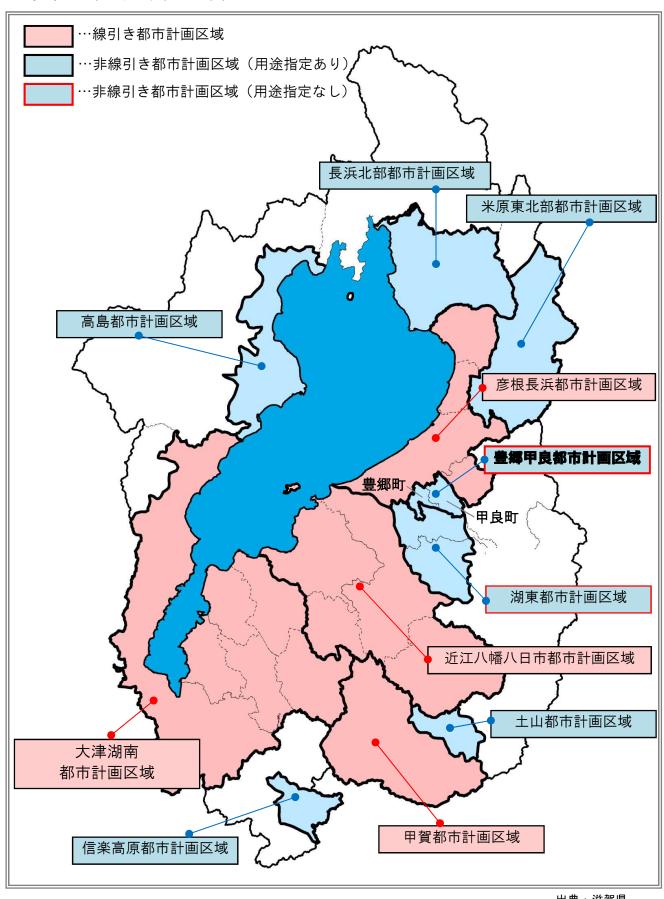
(3) その他

- ・本方針の実現にあたっては、住民、企業、行政等の協働により進めていくものとする。
- ・今後、都市計画区域を変更する場合等、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。

(4) 決定·変更年月日

- · 当初決定 平成16年 (2004年) 4月30日
- ・変更 平成26年(2014年)3月19日
- ・変更 令和2年(2020年) 3月27日

(参考1) 本区域の位置及び範囲

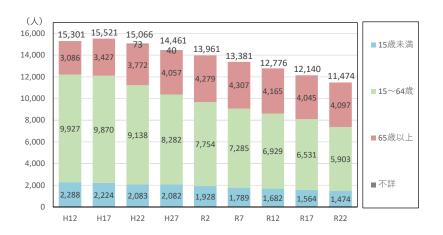


出典:滋賀県

(参考2) 本区域の人口動向

- ・都市計画区域内人口は平成17年(2005年)をピーク(15,521人)に減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計値等によると、令和12年(2030年)には12,776人と推測され、ピーク時から約17.7%減少する。
- ・本区域の人口に占める老年人口の割合は、平成27年(2015年)の28.1%から令和22年(2040年)には35.7%に増加する予測である。





出典:平成12~27年国勢調査

社会保障人口問題研究所推計值(平成30年3月推計)

1-2 都市づくりの基本理念

(1) 区域の現況

本区域は、滋賀県の東部に位置し、豊郷町、甲良町の2町で構成されている。

本区域は、東に湖東県立自然公園である鈴鹿山系の丘陵をひかえ、北は犬上川、南は宇曽川に接し、その流域の平地部等には田園が広がるなど、豊かな自然的環境に包まれるとともに、中山道沿いの旧家・蔵などを有する趣あるまちなみや西明寺、豊郷小学校旧校舎群等の歴史・文化環境を有している。

また、本区域は一般国道8号および307号、近江鉄道等の広域交通基盤等が整備され、 隣接する彦根市等への通勤圏となっている。

(2) 区域の課題

このような地域特性を持つ本区域において、以下のような課題がある。

①連携に配慮したまちづくりの推進

本区域では、常住する就業者・通学者の半数以上が区域外に就業・通学している。中でも本県東北部の拠点都市である彦根市に隣接していることから、就業地として彦根市の都市機能に大きく依存している。

このため、本区域の都市機能の強化を図る一方で、彦根市と形成する湖東定住自立圏を活かしたまちづくりを進める。

②人口減少への対応

本区域では、若年層の定住意向が低いこと、また、近年の国勢調査において示されているとおり人口の減少がみられることが課題となっている。これらによる区域全体の活力低下が懸念されるとともに、今後コミュニティの維持が困難な地域も出てくると考えられる。

このため、活力の源となる人口の確保に留意したまちづくりが求められる。

③少子・高齢社会への対応

本区域では、年少人口割合の低下とあわせて、平成27年(2015年)時点での高齢化率は28%を超えており、今後もさらに進行すると予測されている。交通弱者の対応と公共交通不便地域解消を目的に、平成22年(2010年)9月から予約型乗り合いタクシー「愛のりタクシー」を導入し、高齢者にも優しい公共交通整備に取り組んでいる。

④豊かな自然環境との共生と歴史・文化環境の尊重

本区域は、山や森の緑空間、せせらぎや水路等の水辺空間、米どころにふさわしい農村空間等の豊かな自然環境や中山道沿いの旧家・蔵等の歴史的面影を残すまちなみや西明寺、豊郷小学校旧校舎群等の歴史・文化資源など、自然環境や歴史・文化環境に恵まれた区域である。

これらの豊かな自然環境と共生しながら次世代に引き継ぎ、歴史・文化環境を尊重しながら活用できるまちづくりが求められる。

(3) 基本理念

このような本区域の課題を踏まえ、都市づくりの基本理念を以下のように設定する。

〇都市機能の集約化とコンパクト・プラス・ネットワークの考え方を取り入れ たまちづくり

・これからの人口減少・少子高齢化社会に対応できるよう、公共交通を軸とした誰もが暮らしやすいまちづくりを推進する。あわせて今後の都市計画の在り方は、環境負荷の増大、インフラ投資効率の低下や都市の運営コストの増大等を回避する観点から、これまでの都市の拡大成長を前提とした在り方を転換し、都市の既存ストックを有効活用しつつ、秩序ある都市機能の拠点的整備を進めることとし、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略(令和2年(2020年)3月改定)」に基づき、過度な自動車利用を抑えた低炭素社会を実現させるため、居住の適切な誘導および人口減少社会の課題である持続可能な都市運営の確保に向け、公共・公益施設等をはじめとした各拠点を繋ぐ道路や公共交通の施策(コンパクト・プラス・ネットワーク)の考え方を取り入れたまちづくりを目指す。

〇広域連携のもとでの定住のまちづくり

・自分が育ったまちに住み続けたいと思えるような魅力あるコミュニティにするため、地域社会全体での取り組みを念頭に置き、緑空間を活かしたゆとりと潤いのある居住環境の創出や道路・交通機関の機能強化による利便性の向上などを図る一方、就業の場や非日常的な買物・レジャーなどは隣接する彦根市と機能分担を図るなど、湖東定住自立圏を活かしたまちづくりを進める。

O暮らしを支えるまちづくり

・地域住民が快適に利用できる公共交通の充実をはじめ、医療施設や健康増進施設、コミュニティ育成の場等の確保、ユニバーサルデザインによる身近な生活施設の整備など、全ての人に優しい暮らしを支えるまちづくりを進める。

〇自然環境と調和したまちづくり

・本区域の豊かな自然環境を責任を持って次世代に引き継げるよう、農業排水 の再利用などリサイクル中心の施設整備や既存施設の有効利用により環境へ の負荷を極力抑えるなど自然環境と調和したまちづくりを進める。

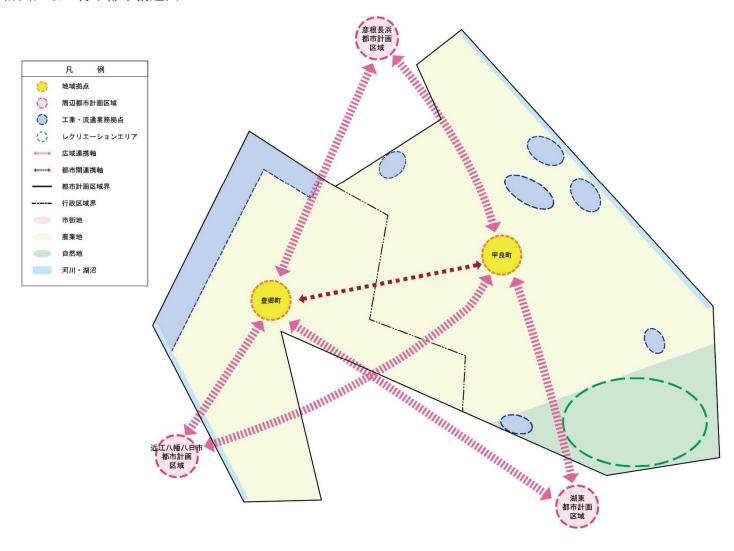
○歴史・文化資源を活かしたまちづくり

・本区域の有する歴史・文化資源を尊重し保全を図りながら、本区域を特色付け、活性化させる資源としてこれらを活用していくとともに、新たな地域資源の発掘や創出も行いながら魅力あるまちづくりを進める。

〇安全・安心なまちづくり

・今後想定される大規模地震や洪水、がけ崩れ等の自然災害に対し、「地域防災計画」に基づき、防災ネットワークの強化や避難誘導、地域の防災施設・防災体制の完備、防災訓練や防災に関する講座の開催等による自主防災意識の育成、また、ハザードマップの周知による危険な市街地の形成防止や倒壊の危険性のある空き家対策など、様々な面での安全・安心なまちづくりを進める。

豊郷甲良都市計画区域の将来都市構造図



2. 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針

2-1 区域区分の決定の有無

本区域は、前述のとおり豊かな自然環境を有する中で、広域交通の利便性は十分には高くなく、これまで内陸型工業の立地や京阪神圏の通勤圏としての都市化の圧力はそれほど高くない状況が続いてきた。このことから、本区域には過度な人口急増等はなく、これまで市街化区域および市街化調整区域の区域区分を定めてこなかった。

本区域は、今後も人口および企業立地等は増加しないと予測されること、また、全域が非線引き都市計画区域の用途地域指定のない地域(白地地域)であり、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44 年法律第58 号)に基づく農用地区域、森林法(昭和26 年法律第249 号)に基づく保安林、自然公園法(昭和32 年法律第161 号)に基づく特別地域等の指定状況や、現状の地形条件等から開発行為は制限を受けていることから、今後も急激かつ無秩序な市街化が進行することは推測しがたいため、引き続き区域区分を定めないものとする。

ただし、将来社会情勢の変化等により必要性が生じた場合は、区域区分を検討する。

2-2 目標年次の人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

【おおむねの人口】

年 次 区 分	平成27年(2015年) (基準年)	令和12年(2030年) (15年後)
都市計画区域内人口	14.5千人	おおむね12.8千人

3. 主要な都市計画の方針

基本理念で示した5点の実現に向け、以下に主要な都市計画の方針を示す。

3-1 土地利用に関する方針

(1) 秩序ある都市的土地利用の方針

本区域の集落地等においては、用途地域の指定等がなされていないが、容積率、建ペい率は良好な環境の保全や地域の実情に配慮したものとする。また、土地利用や将来人口等の動向、基盤整備の状況等を勘案しつつ、以下の土地利用方針および市町の都市計画に関する基本的な方針(市町村マスタープラン)等を踏まえ、用途地域指定をはじめ、必要に応じて特定用途制限地域や地区計画の指定等を検討する。

① 町役場周辺の主要集落地

本区域を構成する豊郷町の町役場から近江鉄道豊郷駅西側までの中山道沿いに広がる既存商店街周辺、および甲良町の町役場周辺において、住宅など周辺環境との調和を図りながら、商業・業務機能の配置を検討する。

② 幹線道路沿道

本区域を構成する一般国道8号沿道において、利便性の高い交通条件を活かして、商業機能や工業機能など産業機能の配置を検討する。

③ その他の集落

農家住宅等が点在する集落地区や彦根市に隣接する豊郷町の三ツ池、高野瀬、甲良町の 尼子、小川原、呉竹等における住宅地等について、犬上川や宇曽川、鈴鹿山系の山々、農 地等の豊かな自然環境と調和した、良好で住み心地のよい住宅地の形成を検討する。

【主要な土地利用の配置の方針】

- 大王かしは知用の記憶のカップ - 大王かしは知用の記憶の大公		
主要な土地利用区分	主要な土地利用の配置の方針	
業務地	豊郷町役場、豊郷病院、豊郷駅を含む一帯や甲良町の町役場周	
	辺は、業務地集積地の役割を担うことから、住宅地など周辺環境	
	との調和を図りながら、今後とも施設の維持改善を行いながらそ	
	の環境整備を行う。	
商業地・工業地	国道8号沿線の工業・沿道サービスが立地する区域および新た	
	な立地区域については、住民の雇用の場、買い物など日常生活の	
	利便性の向上をはかり、今後ともさらに魅力を高めるとともに、	
	多様な住民ニーズに対応した都市サービス機能の高度化を行い、	
	機能強化に努める。	
住宅地	農家住宅が点在する集落地区や、彦根市と隣接する豊郷町の三	
	ツ池、高野瀬、甲良町の小川原、呉竹等における住宅地等及び東	
	海道新幹線と国道8号との間にあって利便性の高い立地条件を活	
	かせるところについては、自然環境と調和した良好な住環境の維	
	持・改善を図りながら快適な住宅地を配置する。	

(2) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域では、平坦地部に集団的優良農地が大規模に連たんし、その多くが農業振興地域の農用地区域に定められている。このような集団的優良農地は、今後とも生産性の高い農業を営む農用地として環境に配慮した保全を図る。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

甲良町の南東側において、森林法(昭和26年法律第249号)により保安林として指定されている区域等については、原則として開発を抑制し、保全に努める。

また、降雨や出水によるがけ崩れの被害が想定される区域や、浸水等水害による被害が 想定される区域については、「滋賀県流域治水の推進に関する条例」(平成26年滋賀県条 例第55号)に基づき、市街化を抑制する。

さらに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12 年 法律第57号)に基づき、土砂災害警戒区域等に指定された区域についても市街化を抑制す る。

なお、本都市計画区域は鈴鹿西縁断層帯地震や柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震、南海トラフ 巨大地震等による被害が想定されることから、施設の構造・配置等には、建築物の耐震化 や不燃化の推進など二次災害防止等の防災面についても考慮するよう努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域には、湖東県立自然公園である東部の山地など、景観面や水資源かん養面等で重要な自然環境が存在している。これらの山地部は、本区域に潤いを与える地域資源であるとともに琵琶湖の流域にあることから、災害防止や水源かん養、自然環境に配慮して保全整備に努める。

④ 文化財保護の観点から適切な保存管理に関する方針

本区域には、国指定名勝西明寺本坊庭園や、県指定名勝阿自岐神社をはじめとした文化 財が存在している。これらは本地域の文化財を伝える大切な地域資産であることから、適 切な保存管理に努める。

(3) 都市の景観の推進に関する方針

景観法(平成16年6月18日法律第110号)の趣旨に則り、地域の自然的・社会的諸条件に 応じた施策を講じるなど、良好な景観の保全と形成に努める。

3-2 都市施設の整備に関する方針

(1) 交通施設の整備の方針

①基本方針

〇幹線道路のネットワーク構築

本区域内外の流動を円滑にするため、一般国道8号、307号等の主要幹線道路に接続 し、町民生活と産業活動を支えている幹線道路等のネットワーク構築に努める。

○暮らしやすい生活道路網の整備

本区域の道路網は、幹線道路やこれと一体となった町道や農道等で構成されているが、集落内や集落間での円滑な交通処理と安全で快適な都市生活を支えるため、人々が暮らしやすい生活道路網の整備を図る。

〇ゆとりと潤いのある道路網の整備

道路は交通処理機能の他に、観光、レクリエーション利用を促す機能や風格ある市街地形成を促すなど多様な機能を有している。そこで水辺や農地、山林等の自然的空間や、中山道沿いの歴史的空間など、豊かな自然資源や歴史・文化資源を保全し、親しみや潤いのあるまちづくりを進めるため、景観等に配慮した道路整備を進める。

〇利用しやすい公共交通体系の確立

円滑な都市活動を実現するためには、大量・中量輸送機関である鉄道およびバスによる適切なサービスの確保が重要となる。近江鉄道や路線バス萱原線の利用促進を図るとともに、予約型乗り合いタクシー「愛のりタクシー」などのデマンドタクシー等との連携により、福祉施設、観光施設等を結び、公共交通の充実を図っていく。

②主要な施設の配置、整備の方針

a)道路

- ・主要幹線道路に接続し、本区域の骨格を形成する幹線道路の整備を図る。
- ・河川沿いなどで地域特色を生かした、ゆとりのある道路整備を図る。
- ・中山道沿いでは歴史的景観に配慮した道路整備を図る。

b) 鉄道・バス等

- ・近江鉄道の持続的発展など鉄道・バス等の公共交通機関の確保・維持・利便性向上を 促進するとともに、その利用を支援する駅舎や駐輪場の適正な維持管理を図る。
- ・びわこ京阪奈線(仮称)鉄道構想の推進を図る。
- ・路線バスの拡充やデマンドタクシー等により、公共交通網の整備を図る。

c) その他

ユニバーサルデザインによる歩道の設置など、人に優しい歩行環境整備を進める。

③主要な施設の整備目標

本区域における交通施設のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね 10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

【現在事業を実施しているものおよびおおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業】

主体	名称	整備区間等	備考
道路	豊郷停車場線	八目	実施中
	安食西八目線	安食西	実施中
	北落豊郷線	上枝	予定
	松尾寺豊郷線	沢	実施中
	甲良多賀線	在士	予定
	彦根八日市甲西線	在士	実施中
	池寺下之郷線	池寺・下之郷	実施中
鉄道	近江鉄道	全線	実施中

※道路については、2018年3月策定の滋賀県道路整備アクションプログラムを参照している。

※名称はアクションプログラムに記載のある路線名とした。

(2) 下水道および河川の整備の方針

①基本方針

a) 下水道

下水道については、健康で快適な生活環境の確保や河川等の公共用水域における水質の保全を図るため、「琵琶湖流域別下水道整備総合計画」との整合を図りつつ、計画に基づいて公共下水道の事業を推進する。

b)河川

河川については、「河川整備計画」に基づき、治水、利水および河川環境の整備・保全のバランスの取れた事業を推進する。

②主要な施設の配置、整備の方針

a)下水道

本区域の公共下水道については、分流式とする。

「琵琶湖流域別下水道事業計画(東北部処理区)」との整合を図りながら、公共下水道の未整備箇所について計画に従って事業の進捗を図り、あわせて雨水排水事業にも順次着手し、都市住民の快適な生活環境の確保と河川等の水質の保全に努める。

b)河川

河川整備計画に基づき、河川環境を保全しつつ治水上の安全性を確保するため、多自然 川づくりなどの手法を用いて、各河川の実情にあわせた改修事業を推進するとともに、河 川環境上必要な箇所については自然再生等の事業を推進する。

③主要な施設の整備目標

a)下水道

本区域における下水道のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね10 年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

【現在事業を実施しているものおよびおおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業】

種 別	名 称 等	町名	備考
工小米	豊郷町公共下水道 (雨水)	豊郷町	予定
下水道	甲良町公共下水道	甲良町	実施中

(3) その他の都市施設の整備の方針

①基本方針

a)上水道

上水道については、水道整備がほぼ完了しているものの、引き続き良質の水を安定供給 していくため、水質の確保、施設の拡張・改良に努める。

b)汚物処理場

汚物処理場については、下水道整備等とあわせて、琵琶湖の水質保全等のため、施設の 適切な維持管理に努める。

c) 廃棄物処理施設

循環型社会の構築を図り、廃棄物の適正処理、資源の再利用、ごみの減量化などの各種施策および施設の整備について「滋賀県廃棄物処理計画」、「滋賀県一般廃棄物処理 広域化計画」および町等の作成する「一般廃棄物処理計画」に基づき推進していく。なお、ごみ焼却場等の施設については、ダイオキシン類による環境汚染の防止に関する責務を実行する。

d)教育·文化施設

教育・文化施設については、教育の充実、教養の増進を図る上で重要であるため、その 適正な配置や機能の維持・充実に努める。

e) 医療·社会福祉施設

超高齢社会(豊郷甲良都市計画区域全域の高齢化率28.1%:平成27年国勢調査)を踏まえ、高齢者や障害者をはじめ、必要な人が利用しやすい、医療・社会福祉施設の整備、充実に努める。

f)火葬場

火葬場については、需要の動向を見極めながら、適切な機能の確保を図る。

②主要な施設の配置、整備の方針

a)上水道

上水道については豊郷町に北部浄水場、南部浄水場、甲良町に甲良町上水道があり、引き続き施設の維持・充実に努める。

b) 汚物処理場

汚物処理場については、豊郷町に湖東広域衛生管理組合し尿処理場があり、今後とも引き続き公共用水域の水質保全を図るため、下水道整備と連携を図りながら、施設の適切な維持管理に努める。

c) 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設については、東近江市に湖東広域衛生管理組合リバースセンター、彦根市に彦根愛知犬上広域行政組合中山投棄場があり、適切な維持管理に努める。

d)教育·文化施設

各地域の学校、図書館、豊郷小学校旧校舎群および甲良町歴史資料館学び舎等の教育・ 文化施設については、施設の維持・改善、適切な運用に努める。

e) 医療·社会福祉施設

主要な医療施設としては、豊郷病院等があり、施設の維持・改善、機能の充実に努める。また、社会福祉施設については、豊栄のさといきいきセンター、甲良町せせらぎ福祉センター等があり、施設の維持・改善、機能の充実に努める。

f)火葬場

火葬場については、多賀町に彦根犬上広域斎場紫雲苑があり、環境への影響を配慮しつ つ、施設の適切な維持管理に努める。

3-3 市街地整備に関する方針

(1) 主要な市街地整備の方針

①市街地整備の抱える課題

本区域では、集落地などで宅地間に幅員の狭い道路が多く存在することや公園が不足していることなどの課題を抱えている。また、本区域では中山道沿いの一部に歴史的な面影を残すなど、地域特性の感じられる空間が存在することから、地域資源を活かした個性あるまちづくりが課題となっている。

②市街地整備の方針

活力ある集落地環境を実現するため、居住環境の向上を図る。また、定住促進等のための宅地需要に対しては、集落地周辺部での計画的な市街地整備を図る。

中山道沿い等では、旧家や蔵などの歴史・文化資源を保全・活用し、魅力の向上と交流を促す空間形成を図り、空き家の有効活用に努めつつ、多くの人々が訪れ親しめるまちづくりを進める。また、これらとの調和を図りながら、活力低下が見られる豊郷駅から豊郷町役場に至る一帯については、快適で潤いと活気に満ちた都市核の形成を目指し、計画的な市街地整備を図る。

これらの市街地整備にあたっては、可能な限り、避難地・避難路や延焼遮断帯の機能を確保するなど防災性の向上に配慮するものとする。

3-4 自然的環境の整備または保全に関する方針

(1) 基本方針

①自然的環境の特徴と保全および整備の基本方針

本区域には、甲良町の南東部等に湖東県立自然公園である鈴鹿山系の山林が広がり、そこから大上川や宇曽川等の河川が流れ出して琵琶湖に注いでおり、その流域の山林と琵琶湖の間には農地等が広がる豊かな自然的環境を有している。

これらの豊かな自然と共生した循環型都市づくりを進めるため、集落内の社寺境内林や 学校等公共施設の緑も含め、自然環境を適正に保全する。また、多くの人々が訪れ親しめ るよう農村の自然の豊かさや美しさを実感できる交流・ふれあいの空間整備を図るととも に、鈴鹿山系の山林とそこから流れ出す河川の水辺、その流域に広がる農地等を結ぶ水と 緑のネットワークの形成を図る。

また、潤いのある生活環境の保持や都市景観の形成、レクリエーション需要への対応、 あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、公園・緑地の計画的な 整備を検討する。

②計画水準

都市計画区域に対して、緑地(注1)として確保する目標水準は次表のとおりとする。

【緑地の確保目標水準】

	平成27年(2015年) (基準年)	令和12年(2030年) (15 年後)
緑地の確保目標量	おおむね 81 ha	おおむね 81 ha
都市計画区域に対する割合	3.8%	おおむね 3.8%

また、本区域において、都市計画公園・緑地等の施設として整備すべき緑地の都市計画区域人口一人あたりの目標水準は、次表のとおりとする。

【都市計画公園・緑地等の施設として整備すべき緑地の目標水準】

	平成27年(2015年) (基準年)	令和12年(2030年) (15 年後)
都市計画区域内人口 一人あたりの目標水準	8.7 ㎡/人	10.0 m²/人

(注1) 緑地:都市計画公園・緑地等、風致地区、保安林および自然公園特別地域等。

(2) 主要な緑地の配置、整備の方針

本区域においては、現在ある豊かな水と緑や、歴史的・文化的環境を活かしたまちづくりの推進を念頭に、緑地の配置計画にあたっては、主として環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統、その他の系統の5つの系統毎に緑地の適切な整備、保全を図る。

①環境保全系統

a)地域全体

本区域は、鈴鹿山系の西側に位置し、そこから琵琶湖に流入する犬上川や宇曽川等の河 川等は、多様な生き物の生息する豊かな自然的環境を有している。これらの自然的環境と 一体的に広がる農地も含めて保全・活用を図るとともに、これらを軸とした環境空間の形 成に向け、緑地の配置を行う。

②レクリエーション系統

a)地域全体

広域的なスポーツニーズや本区域の有する豊かな水と緑を活かしたレクリエーションニーズに応えるため、豊郷スポーツ公園および都市基幹公園 (注1) である甲良町総合公園等の適正な維持、充実や大上川等の河川空間の維持、保全を図る。

b)集落地

住民の身近な憩いの場、安心して遊べる場として、また休息や運動等の場として利用できる住区基幹公園 (注2) を人口や土地利用の動向および都市施設の状況等を勘案し、必要に応じて配置を行う。

③防災系統

本区域では、鈴鹿西縁断層帯地震や柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震などの直下型地震や、南海トラフ巨大地震等による被害が懸念されることから、防災対策を進める必要がある。

a)自然地域

水害および土砂災害の防止のため、水源かん養機能を有する森林および農地等の保全を図る。

b)集落地

地震、火災等の非常災害時における安全を確保するため、避難地、消防拠点、延焼防止のための公園・緑地を必要に応じて配置するなど、緑のオープンスペースの整備を検討する。

4景観構成系統

a)自然地域

鈴鹿山系の山林と犬上川をはじめとした河川空間等が形成する豊かな自然的景観、山地の西側に広がるこれらと調和した農地・集落景観は、本区域の代表的なふるさと景観となっていることから、歩行者の視点での景観に配慮しながら、これら原風景の保全・育成を図る。

b)集落地

豊郷駅周辺から豊郷町役場に至る地域や甲良町の役場周辺など、本区域を代表する地域については、市街地整備等とともに公共空地の確保や緑化に努め、公共施設等の建築物などとあわせた地域一帯の都市景観形成に努める。

⑤その他の系統

a)地域全体

本区域内には、中山道沿いに旧家や蔵等の往時の面影を感じさせる建築物や、区域東部の山地に西明寺本堂等の文化性が高い建築物が存在し、それらが中心となって歴史・文化景観を形成している。これらの地域では優れた地域資源の保全・充実を図るとともに、豊かな水・緑空間とこれらの歴史・文化資源を結び、魅力的なネットワークの形成を図る。

- (注1)都市基幹公園:都市公園のうち、都市の骨格を形成する大規模な公園であり、市民全般を対象としたもの。具体的には、総合公園と運動公園によって構成される。
- (注2) 住区基幹公園:住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置づけられた、街区公園、近隣公園および地区公園が含まれる。

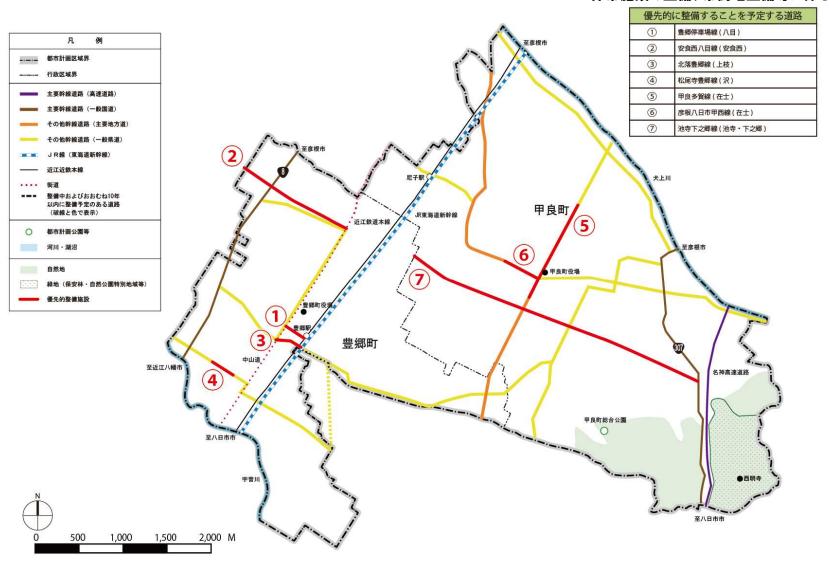
(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

本区域における都市計画公園・緑地等については、以下の方針に従い、配置および整備を進める。

【都市計画公園・緑地等の配置および整備の方針】

公園緑地等の種別	配置および整備の方針		
住区基幹公園	利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況お		
	よび将来見通し等を勘案し、適正な配置計画のもと、整備を推進することを検討する。		
都市基幹公園	総合公園の甲良町総合公園については、適切な維持管理に 努める。		

都市施設の整備、市街地整備等に係る方針図



3-5 都市景観形成と保全に関する方針

(1) 基本方針

本区域は、一般国道307号沿いに続く自然豊かな景観、自然と人との営みが一体となった田園景観や河川景観、旧街道沿いに残る伝統的なまちなみ景観などの景観資源を有している。これらの緑豊かな自然や歴史が育てた風土を活かした景観形成を促進する。

(2) 整備方針

① 幹線道路沿道の景観形成

一般国道307号沿道については、それぞれの地域の特性を活かし、沿道の状況に配慮した景観の形成を図る。

② 歴史的景観の保全等

旧中山道沿いについては、歴史的景観の保全とともに歴史的資産を活かした景観の形成を図る。

③ 田園景観の保全等

市街地の周辺に広がる農地・農業集落・里山とつながる田園景観は、本区域全体の景観を象徴するものであり、その維持・保全を図る。

3-6 防災に関する方針

(1) 基本方針

本区域は、鈴鹿西縁断層帯地震や柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震、南海トラフ巨大地震等による被害が懸念される地域である。また、一級河川である犬上川や宇曽川が大雨により氾濫した場合、広いエリアでの浸水が想定されている。さらに、山地崩壊や土砂流出が起こる危険性のある急傾斜地などが存在する。

そのため、「地域防災計画」に基づき、防災施設・防災体制の整備やハザードマップの 周知等の災害対策により、災害に強いまちづくりを目指す。

(2) 防災の推進に関する方針

① 地震・火災に強いまちづくりの推進

震災等の災害に備え、まちを構造的につくりあげていくことが必要であり、建築物の耐 震化や耐火性の向上の推進を図る。そのため公共建築物については、十分な耐震性・耐火 性の確保に努めるとともに、民間建築物についても耐震診断や耐震補強の推進を図る。

② 浸水被害に強いまちづくりの推進

集中豪雨等による災害を未然に防止するため「河川整備計画」に則り河川改修を促進するとともに、保水機能を高めるための農地や樹林地の保全などの総合的な治水対策を図る。

③ 土砂災害等に強いまちづくりの推進

大雨等によるがけ崩れ、土石流、地すべり等の土砂災害が想定される危険箇所について、砂防事業等による対策施設の整備を行うとともに、土砂災害警戒区域等の指定による災害リスクの周知と警戒避難体制の構築を行う。

3-7 都市環境に関する方針

(1) 基本方針

地球温暖化が進む中で、低炭素社会の実現、みどり空間の確保、省エネルギー化など、環境への負荷の少ない都市・社会の実現が求められている。

本区域においても、環境負荷の少ない集約・連携型都市構造の強化、緑を活かした低炭素型都市の実現、生物多様性の保全・向上、エネルギーの効率的な利用の促進などに取り組むものとする。

(2) 都市環境への取り組みに関する方針

① 環境負荷の少ない集約・連携型都市構造の強化

集落内の既存住宅地(空き地・空き家を含む)については、保全・有効活用を、また、 集落周辺に広がるまとまった農地については、優良農地として保全することを基本とし、 周辺地域への無秩序な市街地の拡大を防止するとともに、公共交通による地域間連携を図 り、出来るだけ環境負荷の少ないコンパクトで秩序ある土地利用の形成を図るものとする。

② 緑を活かした低炭素型都市

豊かな自然景観や田園風景の保全、地産地消等による農林業の積極的な保全、水辺の保 全などにより、緑を活かした低炭素型都市の実現を目指す。

③ 生物多様性の保全・向上

開発等による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少、里地里山の手入れ不足等による自然環境の荒廃や地球温暖化により、生物の多様性が急速に失われつつあることから、緑を活かした低炭素型都市の実現と合わせて、生物多様性の保全及び向上についての取り組みを行うものとする。

3-8 福祉のまちづくりに関する方針

(1) 基本方針

少子高齢化社会の進展に伴い、誰もが住みやすい都市の実現が求められているなかで、 高齢者や障害者あるいは本区域を訪れる観光客などにとって、やさしいユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくものとする。

ユニバーサルデザインの実現に当たっては、道路や公園などの都市施設、病院や役場などの公共公益施設、バスや電車などの交通施設のバリアフリー化の推進を図るものとする。

豊郷甲良都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 附図

